

## 経済文教常任委員会記録

令和3年3月9日（火）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時41分

### ○出席委員（6名）

4番 齋藤 豪 委員      7番 石山 敬 委員      9番 千葉 浩規 委員  
15番 今泉 昌一 委員      26番 田中 元 委員      28番 下山 文雄 委員

### ○出席理事者（7名）

観光部長 岩崎 隆                      観光課長 早坂 謙丞  
教育部長 鳴海 誠                      文化財課長 小山内 一仁  
農林部長 本宮 裕貴                      農政課長 齊藤 隆之  
りんご課長 澁谷 明伸

### ○出席事務局職員（2名）

次長 補佐 高屋 憲 書 記 成田 崇伸

————— † ————— ◁ ▷ ————— † —————  
【午前10時00分 開会】

○委員長（今泉昌一委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案4件であります。

念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

---

### 議案第27号 弘前市星と森のロマントピア条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（今泉昌一委員） まず、議案第27号弘前市星と森のロマントピア条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（岩崎 隆） 議案第27号弘前市星と森のロマントピア条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由でございます。弘前市星と森のロマントピア内に設置している遊具施設「スカイサイクル」を解体撤去し、今後も新たに設置し、営業再開する見通しも立たないことから、スカイサイクルを廃止するため、所要の改定をしようとするものであります。条例改正につきましては、参考資料として新旧対照表をお配りしてございますので、御参照を願います。

改正の内容につきましては、第3条施設の「第6号スカイサイクル」を削除し、これに伴い号数を繰り上げるとともに、別表2の施設名の「スカイサイクル」の項目の行を削除するものであります。

本条例案の施行期日は、公布の日からとなります。

次に、このスカイサイクル撤去までの経緯であります。平成4年に設置し営業していましたが、平成19年に、国から、JIS規格にのっとった点検がなされているか調査するよう指示があったものの、点検には、全てを分解し多額の費用が必要であること、さらには年数がたっていたため部品がないことが判明したため、平成19年5月26日からスカイサイクルを運休しておりました。

設置から29年、休止してからも14年が経過しており、老朽化と野ざらしによりさびが顕著に現れ、危険性もあり、また景観上もよくないという利用者からの声もあるため、新型コロナウイルス感染症の影響もあり利用者が少ない今、既決予算を工面し解体することとし、令和2年12月に撤去が完了したものであります。

以上で議案の概要説明を終わります。

- 委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。
- 4番（齋藤 豪委員） 平成19年から、随分長い間放置されてあったように思うのですが、その間にも様々、何かトラブルとか、事件的なものは特段なかったのでしょうか。また、撤去に当たっての条例改正が、撤去する前に条例改正をして撤去するべきではなかったのかなというふうな素朴な疑問もあります。お聞かせください。
- 観光課長（早坂謙丞） まず、相当数経過していたという、その間の、事件がなかったかというようなことではございますが、市のほうにそういった事件とか報告はされてございませんが、先ほどの趣旨説明にもありましたとおり、野ざらしになって、さびが顕著に現れて目視でも確認できるような状態、危険性もあるということで今回撤去したものであります。  
あと、条例改正のタイミングということでございますが、平成19年5月26日から使用を休止しておりましたけれども、今後も新たに設置し、再開することを含めて検討してまいりましたので、そのタイミングでの条例改正はしなかったものであります。繰り返しになりますけれども、危険性、それから景観上の声を頂いているということもありまして、今後も施設の全面更新により再開することを含めて検討してまいりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による、運営状況など再開のめどが立たないことから、今のタイミングで条例を改正したものでございます。
- 9番（千葉浩規委員） 撤去したわけですが、撤去費用について幾らだったのか、お願いします。
- 観光課長（早坂謙丞） スカイサイクルに係る設備の撤去処分ではありますが、工事費用の契約額は210万4850円となっております。
- 9番（千葉浩規委員） その跡地はどのような活用になるのでしょうか。
- 観光課長（早坂謙丞） 今現在、撤去して、ない状態になりますけれども、スカイサイクルはバーベキュー広場の上でございましたので、その跡地というものは現在、再利用・再活用することとはございません。そのままバーベキュー広場として供していきたいというふうに考えてございます。
- 26番（田中 元委員） 私も最近ロマンピアにちょっと行ってないものですから、とやかく言う立場ではないのですが、

今回、スカイサイクルの件だということでありますけれども、これに関連して、その他、例えばここに書かれているバーベキューハウスだとか、ゴーカート場だとか、そのほかに老朽化が進んでいるものがあるのかどうか、お知らせを願いたいと思います。

○観光課長（早坂謙丞） ロマントピアの施設自体、大体平成の前半に整備されているものから、やはり20年、30年以上、更新してきたとはいえ、やはり老朽化が目立っております。ただ、その都度必要な部品の交換とか補修等を行いながら使用に供しているところでございます。

○26番（田中 元委員） そうすれば、その他の施設については、当面というか、当面手をかける必要はないと、現状のままで、相当いけるというような判断なのですか。

○観光課長（早坂謙丞） ロマントピアにつきましては、宿泊施設のみならず、市民の憩いの場等々を含めまして、こういうような複合施設というのはやはり市内にございませんので、今後ともその老朽具合や利用状況を見ながら使用に供していきたいと思っております。

現状では、引き続き使用を考えてございますけれども、コロナの状況等を鑑みながら、利用状況を見て適時検討してまいりたいと思っております。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

## 議案第28号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第28号弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（鳴海 誠） それでは、議案第28号弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

伝統的建造物群保存地区は、城下町や宿場町などの伝統的建造物群、及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が都市計画及び条例によって定める地区であります。

当市においては、昭和52年12月27日付で弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、弘前公園の北側に位置する仲町地区を昭和53年2月27日付で弘前広域都市計画により伝統的建造物

群保存地区として決定しております。また、同日付で弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画を策定し、以降、武家町である仲町地区の歴史的風致の維持に取り組んでまいりました。

しかしながら、保存計画の策定から約40年が経過し、社会や生活の環境が大きく変化する中で、保存計画の内容の見直しが必要となったところであります。このことから、平成30年度から保存計画の見直しに着手していましたが、今年度末には新たな計画を策定できる見込みとなっております。

このような中、平成31年4月1日の改正文化財保護法の施行に伴い、重要伝統的建造物群保存地区の選定の申し出に関する規則が改正され、重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出を行う場合には、従来の保存計画に替え保存活用計画を提出することになりました。

また、既に選定済みの重要伝統的建造物群保存地区の保存計画につきましても、内容を変更する際には、保存活用計画に名称を変更することが適当であるとの通達が令和元年6月27日付で文化庁から通知されております。

そのため、現在策定中の新たな計画の名称を保存活用計画に変更するとともに、伝統的建造物群保存地区の保存に関する規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、条例案について御説明いたしますので、配付資料の新旧対照表を御参照願います。左側、新の欄を御覧願います。

まず、題名を「弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例」に改めます。

第1条中「その保存」の次に「及び活用」を加えます。

第3条の見出しを「保存活用計画」に改め、同条第1項中「弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会」を「弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会」に改め、「当該保存地区の保存」の次に「及び活用」を加え、「保存計画」を「保存活用計画」に改め、同条第2項「保存計画」を「保存活用計画」に改め、同項第1号及び第5号中「保存地区の保存」の次に「及び活用」を加え、同条第3項及び第4項中「保存計画」を「保存活用計画」に改めます。

第4条第3項中「保存地区の保存」の次に「又は活用」を加えます。

第5条第8号中「当該伝統的建造物群の保存」の次に「若しくは活用」を加えます。

第8条及び第9条第1項中「保存地区の保存」の次に「又は活用」を加えます。

第10条中「保存する」を「保存し、又は活用する」に改め、「自ら保存」の次に「若しくは活用」を加えます。

第11条第2項中「保存等」を「保存、活用等」に改めます。

次に、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の新旧対照表を御参照願います。左側、新の欄を御覧ください。

第1条第70号を「伝統的建造物群保存地区保存活用審議会の委員」に改め、別表第2及び別表第3中「伝統的建造物群保存地区保存審議会」を「伝統的建造物群保存地区保存活用審議会」に改めます。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） まずは、今回、活用ということもこの条例に加わった。今回この条例にも「活用」という文言が加わったわけですがけれども、この文化財の保存とこの活用のバランスをどのように図っていくのかということと、もう一つは、今、保存活用計画の説明があったわけですがけれども、この保存活用計画の主な内容、ここが目玉だということがあればこの答

弁をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） まず、今の保存活用計画の内容についてちょっとお話しします。

今回、保存活用計画というふうに名前が変わるわけですが、大きな変更点となりますのは、これまで対象として見ていなかった、例えばサワラの生け垣とかは今までも対象になっておったのですが、それに加えて例えば前庭とかの庭園であったりとか、あるいはこの敷地の中に立っている樹木であるとか、そういったものも対象物件にするということと、それから、今までの保存計画の中で基準としてあったのが江戸時代の武家住宅という観点を基準に保存してきたわけですが、それを昭和初期のものまで対象を広げるというような変更内容になってございます。

この保存と活用のバランスをどう図っていくのかというようなところでございますが、今改めて「活用」という文言が入ったわけですが、これまで活用してこなかったかという、そういうわけではございません。それこそ市が所有しております4棟の公開武家住宅のほうを公開しながら、観光資源であったり、それから学校教育、社会教育、いろいろな分野で活用を進めてきたわけです。

今の新しい活用計画の中でも、同様の活用を当然図ってまいります。ただ、これも、これまでも同じことなのですから、保存地区ではありますけれども、やっぱり地区住民が生活する場でもございますので、地区住民の日常生活に影響が出るような活用の仕方はやっぱり好ましくないとということで、その辺は十分に配慮しながら活用を進めていきたいというふうに考えております。

○9番（千葉浩規委員） 今ので説明があったのですけれども、結局そこに住んでいる、実際住んでいるわけですから、住民の皆さんへの、この保存活用計画の策定についての説明なんかはどうだったのかということと、もう一つは、この保存活用の範囲が今回また広まったということなのですが、市の所有であればいいのですけれども、もしこれ民間が、市民がもし所有しているというのであれば、この文化財所有者の負担への市としての支援はどういうものがあるのか答弁をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） まず、この計画の策定に当たっての住民説明でございますが、平成30年度から、見直し調査をする段階から随時、住民説明会を開催しております。令和2年度、今年度につきましては、当初昨年度中に行う予定だったのですが、コロナウイルスの関係でちょっと延期しまして、今年度に入ってから見直し調査の結果の報告を兼ねて一度説明会を開催しています。

それから、その見直し調査を受けて、実際の新たな保存活用計画の素案ができた段階でもう一度、9月に住民説明会を実施しております。その住民説明会が終わった後に改めて、10月下旬から11月中旬の期間で、地区住民全世帯にアンケート調査も行いまして、いろいろな意見を吸い上げてきたということで、今回の新たな保存活用計画の策定に至ったということで、今後実際に策定になれば、実際に策定された内容で、もう1回改めて住民のほうには説明にお邪魔するというような予定になってございます。

それから、保存に当たっての住民への支援ということでございますが、これまでも、例えばサワラの生け垣とかについては、それを整備するため剪定したりするときに使っていただけるように、剪定の奨励金を市で交付してきております。

それから、例えば母屋であったり、それから表にある門、板塀なんかの整備等につきましても、基準を満たしていただけるような整備であれば補助金を交付してきたというところでございませ

て、今後、新たな保存活用計画を運用していく中でも、これまでどおりの支援をしていくと。要は範囲が拡大されましたけれども、それに対しても同じような支援を続けていくというふうに考えてございます。

○4番（齋藤 豪委員） 審議会というのがあることをお聞きしました。具体的に、審議会は何人ぐらいで構成されていて、1年に何回ぐらい開催されているのか。また、その中ではどのような意見が交わされているのかを分かる範囲で。

○文化財課長（小山内一仁） 審議会の人数でございますが、地元の町会、地元の地区の人たち、それから学識経験者、それから庁内の関係部署の部長を入れて大体12名だと思っておりましたが、それで審議会を年に3回程度行っております。

その中では、ここ最近はこの見直し調査であったりとか、新たな保存活用計画の策定に関する意見聴取とか、そういうような形で開催してきております。過去には、それぞれ公開武家住宅の活用の仕方についての議論であったりとかもしてきておりますが、ここ2年ぐらいは主にこの保存計画の見直しについての議論が多かったように思っております。

○4番（齋藤 豪委員） もう1点だけ。40年経過しているということで、随分年数がたってくれば、それぞれ生け垣とか建物等も大分変わってきて、こういう保存を取り下げたりとか、そういうこともあったりしたのではないかなと思われるのですけれども、その辺についてはどういう状況か。

また、新しい活用ということで、新しいところの申出とかそういうのはどうなっていくのでしょうか。

○文化財課長（小山内一仁） それこそ40年経過して、一番大きいところでいくと、やっぱり地区住民の世代替わりというのが一番大きい要因になりまして。それまで住んでいた方が相続するに当たって、相続される方がこちらにいないとか、そういうケースが割と多くございます。その中で、例えば住宅の指定を取り下げるとかというようなところはそんなになかったのですけれども、やっぱり代替わりしていく段階でどうしても維持していけないとかというようなところも出てきたりですとか、そういうのはこれまでも幾つかあったように記憶してございます。

それから、新たな申出ということでございますが、直接こちらのほうには来ていないのですけれども、こちらのほうに移住してくる際に、要は仲町のほうに住みたいというようなお話を、何か不動産屋のほうに何件か来ているようではございますけれども、こういう、いろいろな基準がありますよというのをその場で説明させていただいているところもありまして、なかなか実際に移住してきて、実現した例は今のところはないのですが、やっぱりそういうふうに関心を持っていただいているのは幾つかあるようでございます。

○4番（齋藤 豪委員） いずれにしろ活用ということで、大いに活用して弘前をアピールしていただけるようお願いしたいと思います。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

## 議案第29号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第29号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（鳴海 誠） それでは、議案第29号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関である史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会を廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

史跡津軽氏城跡堀越城跡は、弘前藩初代藩主津軽為信の居城として昭和60年11月に史跡指定されております。

堀越城跡を史跡公園として公開・活用するため、平成10年度からの発掘調査及び平成24年度からの整備工事を実施しており、同委員会は堀越城跡の整備について、専門的かつ行政的な指導を得るため、平成18年度に組織された後、平成26年度からは附属機関として設置され、これまで年3回程度開催されてきたものであります。

令和元年度に堀越城跡の整備が完了し、令和2年度から全面公開が開始されたことから、委員の任期が切れる今年度を最後として委員会を廃止するものであります。

それでは、条例案について御説明いたしますので、配付資料の弘前市附属機関設置条例の新旧対照表を御参照願います。左側、新の欄を御覧ください。

別表の2「教育委員会の附属機関」の表中、「史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会」の項を削ります。

次に、配付資料の弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の新旧対照表を御参照願います。左側、新の欄を御覧ください。

第1条中「第71号史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会の委員」を削り、以下1号ずつ繰り上げるものであります。

次に、報酬の額を定める第2条の2第1項関係の別表第2の表中「史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会の委員」を削ります。

続いて、費用弁償を定める第3条第1項、第2項、第4項関係の別表第3の表中「史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会の委員」を削るものであります。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（齋藤 豪委員） これ、学識経験者がおられる指導委員会を解散するということになるのですよね。なくなるということですね。

○文化財課長（小山内一仁） 先ほどの部長説明の中にもありましたとおり、整備が完了したということで、この整備委員会を廃止してなくすということでございます。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

#### 議案第34号 不動産の無償譲渡について（岩木粃殻活用センター）

---

○委員長（今泉昌一委員） 最後に、議案第34号不動産の無償譲渡についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。農林部長。

○農林部長（本宮裕貴） 議案第34号不動産の無償譲渡について御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

まず、提案理由であります。もみ殻の有効活用を図るため、岩木粃殻活用センターを、同センターが建てられている土地の所有者であるつがる弘前農業協同組合に無償譲渡するものでございます。

今回無償譲渡を行う財産は、岩木粃殻活用センターで、内容は次のとおりであります。

まず、事務所——管理棟につきましては、所在地は、愛宕字三嶋5番地6、床面積12.96平方メートルであります。次に、倉庫——堆肥舎は、所在地は、同じく愛宕字三嶋5番地6で、床面積1337.35平方メートルであります。倉庫——もみ殻庫は、所在地が五代字前田348番地、床面積は268.54平方メートルであります。

次に、譲渡の相手方であります。相手方は、弘前市大字城東北四丁目1番地1、つがる弘前農業協同組合であります。

不動産鑑定評価額は46万4000円で、譲渡の条件として、もみ殻の有効活用を図るため、建物の引渡しを受けた後5年間、建物をもみ殻から堆肥を生産する業務の用途に供することとしております。

説明は以上であります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） まずは、農協の土地に公共施設が建てられたということなのですが、大変珍しいケースなのかなと思います。そこで、その経過についてもし分かっていたら答弁をお願いします。

○農政課長（齊藤隆之） 公の施設がなぜ農協所有の土地に建設されたのかというふうな経緯と



ということでございますけれども、こちらに関しては建設から30年以上経過しているということで、当時の詳細な資料というのが現在残ってございません。

農協のほうにも協議の過程の中で我々もお聞きしたのですが、農協も同様の状況ということでございまして、建設された経緯というふうなことの詳細は不明ということでございます。

○9番（千葉浩規委員） 土地使用の賃貸料とか委託料とか、あとは利用料金の収入というのがあるかと思うのですが、これらの、結局農協と市のほうで、お金が行ったり来たりすると思うのですが、結局その関連というのはどうなっているのかということで答弁をお願いします。

○農政課長（齊藤隆之） 本施設の管理運営費の収支の状況というふうな内容の問いだというふうに思いますけれども、こちらの施設につきましては、市のほうで管理運営費ということで電気料、火災保険料とか、それからまた業務委託、生産業務を委託しているということで、こちらのほうを合わせて年間約90万円程度経費がかかっているというふうな状況でございます。

一方で、この生産されたもみ殻の全量というのが、この業務委託契約の中で受託者であるつがる弘前農協のほうで買い取っていただくということで、買取りもその管理運営費の実費相当、つまり同額で買い取っていただくというふうな契約になってございまして、そちらのほうの収支につきましては、かかった経費とそれから売上の収入等がイコール、同額であるということで、収支はプラス・マイナス・ゼロというふうな状況になってございます。

○9番（千葉浩規委員） あとは、無償譲渡ということですが、結構古い建物でもありますので、市にとっては大変プラスになる面が大きいと思うのですが、農協の側からはどのような声があるのでしょうか。

○農政課長（齊藤隆之） つがる弘前農協の声ということでございますけれども、農協のほうからは、やはりもみ殻堆肥を利用されている組合員の需要があるということで、当施設は必要なものであるというふうな内容を伺ってございます。

○26番（田中 元委員） 今回は粃穀活用センターの件でありますけれども、大変申し訳ない、参考までにちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

たしかこれと同じようなケースが、りんご冷凍庫、それからカントリーエレベーター、同じようなケースがあるわけです。それで、まずは、この両施設の起債の償還が終わっているのかどうかということをひとつお聞かせ願いたい。そして、今後この2施設の取扱いをどうしていこうとするのか、お考えをお聞かせください。

○農林部長（本宮裕貴） 農政課の所管施設だけでなくりんご課の所管もありますので、まとめて私のほうから御説明させていただきます。

今回、譲渡に関して、今年度議論して、進めさせていただきたいのは、今御説明させていただいている粃穀センターのみなのですが、農協のほうと議論しているのはそのほかに、今、委員から御指摘のございました岩木りんご集出荷貯蔵センター、それから中畑りんご低温冷蔵庫、そして岩木カントリーエレベーター、この三つを含めまして四つまとめて議論しているところでございます。

もともと市のファシリティマネジメントの譲渡に関する計画の中で、これらの4施設に関しましては、農業団体と譲渡についての方向性を今年度中に決定することというふうなことで議論を進めさせていただいております。

それから、今申し上げた粃穀センター以外の施設に関する償還金の状況につきましては、りんごに関する施設に関しましては既にそういうのはありませんで、岩木カントリーエレベーターの

ほうのみがまだ償還の途中でございます。償還の終わるタイミングとしては、今年の9月で償還が終わるというふうなことになるってございます。

いずれにしても、これらの施設につきましても、今年度中の譲渡ではなく、まずりんごの施設、この2施設に関しましては令和3年中に、この手続と同じような形で、無償譲渡の手続を今後、また改めて御説明させていただきたいというふうに考えております。農協のほうともそういったことについては、事務方レベルでは合意しているところでございます。

それから、岩木カントリーエレベーターにつきましても、令和4年度中に手続をいたしまして、令和5年度の早い段階で譲渡に向けた契約をしていきたいというふうな形で考えております。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時41分 散会】